

全国統一品質管理監査の受審要項

埼玉県生コンクリート品質管理監査会議

全国生コンクリート品質管理監査会議がレディーミクストコンクリート工場を対象として実施する全国統一品質管理監査を、埼玉県生コンクリート品質管理監査会議(以下、埼玉県地区会議という)を通じて受審する場合の受審要項を以下のとおり定める。

1. 受審資格

受審資格は、以下のとおり定める。ただし初回受審時には、次項 1)～4)に適合していること。

- 1) 埼玉県生コンクリート工業組合の地区にあり、日本産業規格認証取得工場とする。
- 2) コンクリート技士、主任技士などの有資格者が2名以上常駐し、うち1名は品質管理に携わっていること。
- 3) 品質管理責任者は2名以上常駐のこと
- 4) 試験担当者は、2名以上常駐のこと
- 5) 品質管理監査を継続して受審すること

2. 受審申込方法

別紙「全国統一品質管理監査受審申込書兼同意書」に必要事項を記入し、埼玉県地区会議の事務局に申し込むものとする。なお、受審資格等の必要書類は事務局の指示によるものとする。

3. 申込受付期間

毎年3月1日～3月31日迄とし、3月31日消印は有効とする。

4. 品質管理監査の実施

- 1) 全国統一品質管理監査は年1回実施する。
- 2) 日常の品質管理を確認する為、査察を年1回(5月)実施する。
- 3) 日常の品質管理の徹底を確認する為、受審工場は別途毎年1回中間監査を受審しなければならない。(2月実施)
ただし、協同組合が実施する品質管理監査の対象工場は、その結果を中間監査結果として代用することができる。
- 4) 監査結果は、埼玉県生コンクリート品質管理監査会議に報告されるものとする。

5. 品質管理監査の合否判定並びに発表

- 1) 品質管理監査結果は、全国生コンクリート品質管理監査会議「適合判定基準」より判定する。
- 2) 実施した監査の結果は、毎年の「品質管理監査のまとめ」に掲載する。

6. 受審費用

1) 全国統一品質管理監査費用

① 工業組合員工場

1工場につき 95,000 円とする。

② 員外工場

1工場につき 1,500,000 円とする。

2) 中間品質管理監査費用

1回につき 50,000 円とする。

但し、協同組合が実施する監査を受審している工場は該当組合の定めるところによる。

3) 払込期限 員外工場は、一括して5月末までに振込むものとする。

組合員工場は7月末までに振込むものとする。

4) 振込先

銀行名 埼玉りそな銀行 南浦和支店

口座番号 普通預金 1366842

口座名義 埼玉県生コンクリート工業組合

理事長 松原 浩明

7. これ以外の事項については、全国生コンクリート品質管理監査会議及び埼玉県生コンクリート品質管理監査会議の定めるところによる。

8. 埼玉県生コンクリート品質管理監査会議は、事務局を埼玉県生コンクリート工業組合内に置く。

令和 年 月 日

埼玉県生コンクリート
品質管理監査会議議長 殿

住 所
会社名
工場名
代表者名

印

全国統一品質管理監査受審申込書兼同意書

埼玉県生コンクリート品質管理監査会議が定めた「全国統一品質管理監査受審要項」に従い、令和8年度の全国統一品質管理監査を受けたいので、関係書類を添えて受審の申込みを致します。

会 社 名		
本 社 所 在 地	〒	
	TEL	FAX
工 場 名		
工 場 所 在 地	〒	
	TEL	FAX
工 場 長 氏 名		品質管理責任者氏名
JIS認証番号		JIS 認証 年 月 日
		年 月 日
認証の区分	普通・舗装・軽量・高強度	
同 意 書	埼玉県生コンクリート品質管理監査会議が定めた「全国統一品質管理監査の受審要項」に同意します。	